

## 基山町農業委員会会議録

令和5年10月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

### 審 議 事 項

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	8件
報告第12号	許可不要転用届受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 11時30分

## 令和5年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第23号 朗読

この件につきましては譲渡人が法人廃止のために、所有権移転を申請するものです。移転後も畑（養蜂場）として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農作業に従事する者の数や状況については問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第4区南陣屋地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

会社組織をやめられ個人で行うものですか。

事務局

法人をやめられました。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第23号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第23号について、全員一致で決定します。

次に、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局より説明をお願いします

**事務局 議案第24号 朗読**

この件につきましては、借受人が資材置き場にするため、農地を転用するものです。申請理由は、現在使用している資材置き場が水害により使用が困難になったため1,500㎡の畑を転用し資材置き場としての利用を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、造成の必要がなく面積の条件を満たす、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準は、「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は第1区鎮西隈地区にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

借受人は会社の代表をされ資材置き場と簡単な事務所を考えておられます。

以前もこの農地は資材行き場となっていましたので、問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第24号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

## 議 長

議案第24号について、全員一致で決定します。

次に、議案第25号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。また、議案第25号1番及び2番は園部推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

## 園部推進委員退室

## 事務局 議案第25号1番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望に伴う賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻20kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 2番委員

担い手であり多くの圃場を耕作されていますが、圃場が分散されていますので管理が大変だと思います。農繁期は臨時の方が手伝っておられます。今回、借地の農地は集積されていますので耕作しやすいと思います。問題ないと思われれます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第25号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

議案第25号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第25号2番については再設定ですので朗読は省略します。

## 事務局 議案第25号2番

この件につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するも

のです。期間は5年です。賃借料は10 a あたり水稻20kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

中核的な担い手です。問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第25号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

園部推進委員入室

**議 長**

次に、議案第25号3番から8番についても再設定ですので朗読は省略します。務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第25号3番から8番**

3番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。賃借料は10 a あたり水稻30kgです。場所は、第2区皮籠石集落付近にある圃場です。

4番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10 a あたり2,000円です。場所は、第6区平林地区付近にある圃場です。

5番、6番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区基山町役場西側付近にある圃場です。

7番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

8番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、鳥栖ジャンクション南側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**各担当地区委員**

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第25号3番から8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第25号3番から8番について、全員一致で決定します。

次に、報告第12号許可不要転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第12号 朗読**

この件につきましては、農地法第4条第1項第6号で、土地収用法によって収用した農地を、その収用に係る目的に供する場合は許可不要となっております。当該地は、基山町公共下水道事業に伴う汚水ポンプ場建設地として収用され、汚水ポンプ場を建設する予定です。排水の承諾も得ています。場所は、第5区灰塚地区付近にある圃場です。

**議 長**

報告第12号については、只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第12号を終わります。

**全員挙手**

議 長

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年10月3日

署名人

議 長

委 員

委 員